

借金問題は解決できます！ひとりで悩まず、まずは相談してください

多重債務に
気をつけて！

複数の金融業者から借入を繰り返し、借りていたお金が返せなくなる「多重債務」に陥るケースが増えており、大きな社会問題となっています。
借りたお金には利息がかかり、契約した期間内に返済しないと遅延損害金が発生します。借入の際には契約内容を確認し、安易な借入には十分注意しましょう。

こんなことで困って
いませんか？

- ☐ 完済(借金の全額返済)の目途がたたない
- ☐ 返済を続けているのに、借金がなかなか減らない
- ☐ 返済のために借金をしている
- ☐ 貯金がなく、収入の2割以上を返済にあてていて生活が苦しい
- ☐ 複数の商品を分割払いで購入し、支払が続いて生活が苦しい

上記のうち該当する項目がある場合は、借金を整理する必要があります。

今すぐ、解決に向けた
相談と行動を！

借入金を法定金利で「引き直し計算」することにより、過払いであることの確認をすることができたり、借金が減る可能性があります。

債務の状況に応じて4つの債務整理の方法がありますので、確認してみましょう。

	任意整理	特定調停	個人版民事再生	自己破産
整理方法	法律専門家を代理人として、当事者間で返済方法を和解します	裁判所が債務者と債権者の間に立って利害調整します	裁判所が債務者と債権者の間に立って利害調整します	裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらいます
債務の状況	借金総額が比較的少額、または「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合	借金をしている貸金業者が少ない、または「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合	借金総額や貸金業者が多い(定期的な収入を得ているが住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合など)	返済の見込みがない場合
期間	相談から返済計画の合意まで2~4ヶ月	相談から返済計画の合意まで1~2ヶ月	相談から返済計画の認可まで1年程度	相談から返済計画の終了まで2ヶ月~半年程度
費用	1社2万5千円程度	数千円程度	30万~60万円程度	30万~60万円程度
主なメリット	①当事者間の話し合いで柔軟な返済計画の組み立てが可能 ②「引き直し計算」により、借金の減額が可能 ③※1 受任通知により取り立てがストップ	①裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる ②返済計画に強制力があり、給与の差し押さえ等も止められる ③法律の専門家を通さないので費用が安い ④任意整理※1印	①話し合いによる解決が難しくても債務整理が可能 ②住宅ローン特別条項で、住宅を失わずに借金整理が可能(住宅ローン以外の抵当権設定がある場合等は適用外) ③給与の差し押さえ等を止められる ④任意整理※1印	①免責が許可されれば、早期に借金から解放される ②給与の差し押さえ等を止められる ③任意整理※1印
主なデメリット	①当事者間の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない ②※2 事故情報に登録される恐れがある	①借金をしているすべての貸金業者の合意を得る必要がある ②返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差し押さえられる ③任意整理※2印	①利用できる者に制限がある ②手続きが複雑なため、費用と時間がかかる ③任意整理※2印	①最低限の生活資材を除き、住宅等財産を失う ②破産原因により免責されない場合がある ③官報に氏名・住所が記載される ④免責の許可まで一定の職業に就けない等の制約がある ⑤任意整理※2印

あなたやあなたの
周りに多重債務で
悩んでいる方は
いませんか？

弁護士による多重債務無料法律相談【1人30分・予約制】

と き：毎週月曜日 午後3時~午後5時 と ころ：各法律事務所

予 約 先：長野県弁護士会諏訪在住会事務局 ☎58-5628

受付時間：月・火・木・金曜日の午前10時~午後4時30分

消費生活センター等でも、あなたの借金の状況を伺い、弁護士等へつなぐお手伝いをします。
まずはご相談ください。

☎消費生活センターおかや ☎23-8260 住民福祉課 住民係 ☎62-9112

お気軽にご相談ください！

